高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種 説明書

予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症の予防接種は、接種を希望する意思が確認できた場合にのみ接種を行います。この説明書をよく読んで、予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、十分に納得した上で接種してください。

＜新型コロナウイルス感染症について＞

新型コロナウイルス感染症は、SARS-CoV-2 に感染することによって起こります。発症すると、熱や咳など風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると、呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあります。

＜新型コロナワクチンの有効性＞

新型コロナワクチンについては、国(厚生労働省)において有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化予防効果が認められたと報告されています。

＜予防接種を受けることができない人＞

(1) 明らかに発熱のある人(一般的に、体温が37.5℃以上の場合)

(2) 重篤な急性疾患にかかっている人
急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、病気の変化が分からなくなる可能性があるので、その日は見合わせるのが原則です。

(3) 新型コロナワクチンの成分に対してアナフィラキシー(通常接種後 30 分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)をおこしたことがある人

上記 (1)～(3)に該当しなくても医師が接種不適当と判断したときは接種できません。

＜予防接種を受ける前に、担当医師とよく相談しなくてはならない人＞

(1) 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人

(2) 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人

(3) 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患がある人

(4) 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た人

(5) 過去にけいれんを起こしたことがある人

(6) 新型コロナワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

＜他のワクチンとの接種間隔＞

新型コロナワクチンと他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。他のワクチン(インフルエンザや肺炎球菌等)との同時接種は、特に医師が必要と認めた場合に可能です。

＜新型コロナワクチンの安全性と副反応＞

日本で使用されている新型コロナワクチンは、安全性を確認したうえで承認されています。接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがありますが、こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

また、まれな頻度でアナフィラキシーの発生や心筋炎・心膜炎を疑う事例が報告されています。これまでの接種で副反応が強く出た方などは、接種について慎重にご判断ください。

ワクチン接種による主な副反応は以下のとおりです。

発現割合	主な症状
50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉痛、倦怠感
10～50%	悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ、吐き気・嘔吐、リンパ節症、発赤・紅斑
1～10%	接種後7日以降に現れる接種部位の痛みなど、発疹

昨年度の予防接種で使用されたワクチンは、ファイザー社製・モデルナ社製・武田薬品工業社製・第一三共社製・Meiji Seika ファルマ社製の5社でした。

実際に医療機関で使用するワクチンについては、接種を希望される医療機関にお問い合わせください。

各ワクチンの主な副反応等、最新の情報は、厚生労働省ホームページ等で確認ください。

▼厚労省ホームページ

＜副反応が起こった場合＞

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医療機関を受診してください。予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害救済制度について

予防接種を受けた後、極めてまれに重い副反応（健康被害）が生じる場合があります。

その健康被害が今回の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認めたときは、救済措置として市町長から給付が行われます。

給付の種類は次のとおりです。

①医療費及び医療手当（入院治療を必要とする程度）
②障害年金　③遺族年金　④遺族一時金　⑤葬祭料

手続きについてはお住いの住所地の市町担当窓口へお問い合わせください。

〔担当窓口〕

播磨町健康福祉課　℡ 079-435-2611
稲美町健康福祉課　℡ 079-492-9138
加古川市地域医療課　℡ 079-427-9100
高砂市健康増進室　℡ 079-443-3936
明石市保健予防課　℡ 078-918-5668